

言語文化教育研究学会 役員選任手続きに関する細則

第1章 総則

(本細則の目的)

第1条 本細則は、定款第12条1項に定める理事・監事の選任方法の詳細を定めるものである。

第2章 理事の選出

(理事候補者)

第2条 理事の選出にあたり、理事候補者を会員より自薦他薦にて選出する。

2 他薦の場合、被推薦者の承諾を得たうえで、1人につき2人まで推薦できるものとする。

3 選出時期は、理事の任期満了（改選時の総会から次期改選年度の総会まで）の10ヶ月前から6ヶ月前とする。

(選挙管理委員会)

第3条 理事会は、投票による理事の選任のために選挙管理委員会を設置する。同委員会は、3名（事務局1名、維持会員2名）により構成される。

2 同委員会委員は、現理事の推薦により選出する。

(選挙人有資格者)

第4条 選挙管理委員会は、総会の6ヶ月前の時点における会員名簿に基づき、選挙人有資格者名簿を作成する。

2 選挙人有資格者は、当該年度の会費を納入した全会員とする。

(投票)

第5条 投票は、選挙管理委員会からそれぞれの有権者に配布された所定の投票用紙を用い、電磁的記録により行う。

2 投票用紙には、被選挙人の姓名を記載する。

3 下記の投票については、その一部または全部を無効とする。

- (1) 投票用紙が所定のものでない場合は、その投票の全部。
- (2) 所定の期日までに到着しなかった場合は、その投票の全部。
- (3) 連記数が所定数をこえている場合は、その投票の全部。
- (4) 被選挙人以外の姓名が記入されている場合は、その部分。
- (5) 同一人が重複して記入されている場合は、その部分。
- (6) 判読不能のものは、その部分。
- (7) 姓のみの記載等により個人の特定ができない場合は、その部分。

4 第2条で選出された理事候補者の数が、新理事の定数枠内の場合は、投票は行わない。

(開票)

第6条 開票は、選挙管理委員（複数名）により行う。

(当選者の決定・報告)

第7条 選挙管理委員会は、得票数上位の者により定数枠内の者を当選者とし、当選者には、選挙管理委員会が直ちに書面または電磁的記録をもって速やかに当選を通知する。

- 2 最下位得票者に同票者がおり、同票者を加えた当選人数が新理事の定数を上回った場合は、理事会における投票により順位付けを行い、上位から定数までを選出する。
- 3 当選に不服のある場合は、当選通知後 2 週間以内に書面または電磁的記録をもって異議申し立てを行う。
- 4 辞退者が出た場合は、順位により繰り上げ当選者を決定する。
- 5 選挙年次の総会において、当選者に関する報告を行い、承認を得ることとする。

第 3 章 監事の選出

(監事候補者)

第 8 条 監事候補者は、理事会が推薦する。

2 選出時期は、理事の任期満了（改選時の総会から次期改選年度の総会まで）の 6 ヶ月前から 2 ヶ月前とする。

(監事の決定・報告)

第 9 条 選挙年次の総会において、監事の選出に関する報告を行い、承認を得ることとする。

第 4 章 細則の改廃

第 10 条 この細則の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、2016 年 3 月 12 日から施行する。

作成 2016 年 2 月 13 日

制定 2016 年 3 月 12 日

改正 2016 年 10 月 1 日